

6. 千葉経済大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学が授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

学科及び専攻の名称	専攻分野の名称
経済学科	経済学
経営学科	経営学
経済学専攻	経済学

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

2 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(学位記の授与)

第4条 学長は、前条の規定により学士の学位を授与される者に学位記を授与する。

(修士論文の提出)

第5条 本大学院に1年以上在学し、16単位以上修得した者は、修士論文を提出することができる。

2 前項の規定により修士論文を提出しようとする者は、修士課程の第2年次始めにおいて、論文の主題及びその研究計画について記載した研究計画書を作成し、自己の研究指導を行う教授（以下「指導教授」という。）を通じて大学院委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 修士論文は、1編とし、製本したものを3部作成し、修士課程の在学期間中に指導教授を通じて大学院委員会に提出しなければならない。

(論文審査委員会)

第6条 修士論文の審査を行うため、論文審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、主査1人、副査2人をもって構成する。

3 主査は、指導教授とし、副査は、大学院委員会が大学院の教授及び准教授のうちから委嘱する。

4 大学院委員会は、修士論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(修士論文の審査及び最終試験)

第7条 委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された修士論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 委員会は、審査のため必要があるときは、当該論文の提出者に対し、その参考論文その他の資料の提出を求めることができる。

4 修士論文の審査及び最終試験は、修士課程の在学期間中にこれを終了する。

(論文審査委員会の報告)

第8条 修士論文の審査及び最終試験が終了したときは、委員会は、当該論文の内容及び審査の要旨並びに最終試験の結果に学位授与の可否についての意見を添えて、大学院委員会に速やかに文書で報告しなければならない。

(学位授与等の可否)

第9条 大学院委員会は、前条の報告に基づき、修士論文の審査及び最終試験並びに学位授与の可否について議決しなければならない。

2 前項の議決については、構成員の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。この場合において、文書により他の構成員に委任した者は、出席した者とみなす。

(学位の名称の使用)

第 10 条 学位を授与された者が、当該学位の名称を用いるときは、当該学位の名称に「千葉経済大学」の名称を付記して用いなければならない。

(学位授与の取消し)

第 11 条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会又は大学院委員会の意見を聴いて学位の授与の取り消し、学位記を返還させる。

2 前項の議決については、第 9 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第 12 条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書に、別に定める手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(学位記の様式)

第 13 条 学位記の様式は、別記様式第 1、別記様式 2 及び別記様式第 3 のとおりとする。

(実施の細目)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 (第 13 条関係) (略)

別記様式第 2 (第 13 条関係) (略)

別記様式第 3 (第 13 条関係) (略)

7. 千葉経済大学大学院経済学研究科（修士課程）学位審査基準

1. 学位論文評価基準

修士論文の評価に関しては、下記（1）～（3）に挙げた項目を一般的な審査基準としつつ、各専門分野の専門性やそれぞれの論文の特性をも十分考慮した上で、総合的に判断し、可否を決定する。

（1）研究内容、目的、意義

- 1 当該分野の学術論文としての形式を備えていること
- 2 先行研究を踏まえていること
- 3 当該分野の研究の発展に寄与するものであること

（2）結論

- 1 全体が論理的に構成されていること
- 2 研究手法上文献資料調査、フィールドワーク等が必要な場合、その結果を踏まえて結論が導き出されていること

（3）参考論文に対する要件

特になし

2. 審査体制・方法

（1）審査体制

修士論文の審査を行うため、論文審査委員会を置く。同委員会は、主査1人、副査2人をもって構成する。主査は、指導教授とし、副査は、大学院委員会が大学院の教授及び准教授のうちから委嘱する。なお、大学院委員会は、修士論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（2）審査方法

論文審査委員会は、千葉経済大学学位規程第5条第1項及び第2項の定める要件を満たし修士論文を提出した者に対して、修士論文の審査及び最終試験を行う。最終試験は、提出された修士論文を中心として、これに関連のある科目について原則、口頭によって行う。

論文審査委員会からの報告に基づき、大学院委員会は、修士論文の審査及び最終試験並びに学位授与の可否を決定する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

13. 修士論文

1. 修士論文の提出要件

大学院に1年以上在学し、16単位以上修得した者は、修士論文を提出することができます。

2. 修士論文の体裁について

(1) 用紙

ワープロで作成し、A4版の白紙用紙を使用し、印刷は黒色とすること。

(2) 表紙

本学指定の用紙を使用すること。なお、指定用紙以外は受け付けない。

表紙には、印刷された枠内に論題（副題を含む）、学籍番号、氏名及び指導教員の氏名を記入し、かつ指導教員の印を押印してもらうこと。

(3) 綴じ方

横書きの場合は用紙左側、縦書きの場合は用紙右側に20mmの余白を設けること。

綴じる場合、用紙左側若しくは右側から10mmの位置に2穴をあけ、綴じ紐を用いて仮止めをすること。

(表紙)	(本文)
千葉経済大学大学院 経済学研究科経済学専攻	
令和 年度	
修 士 論 文	
	
指導教員	
学籍番号	
氏 名	
	-n-

3. 修士論文要旨について

- (1) 修士論文要旨は、4,000字以内とする。
- (2) 用紙、表紙は本文に準じて作成する。

4. 英文による要旨について

- (1) 修士論文は、英文によるタイトル及び要旨をつけるものとする。
- (2) 英文による要旨は、A4版1枚に収め、400語以内とする。

5. 提出について

- (1) 修士論文、修士論文要旨（和文・英文）ともに指導教員の承認を受け提出する。
- (2) 提出期間は、令和8年1月13日（火）～1月19日（月）とする。
- (3) 提出部数は、本文は正本1部、副本3部、修士論文要旨は4部とする。

6. 最終試験について

- (1) 最終試験は、提出された修士論文について行う。
- (2) 最終試験は、令和8年2月上旬頃に行うこととし、指導教員から指示された時間に行う。

7. 修士論文中間発表について

- (1) 第1次発表 令和7年6月26日（木）
発表時間 1人25分（発表20分、質疑5分）
- (2) 第2次発表 令和7年11月27日（木）
発表時間 1人25分（発表20分、質疑5分）

○修士論文研究計画書について（1年生）

修士論文を提出しようとする者は、修士課程の1年次の終わりにおいて、論文の主題及びその研究計画について記載した研究計画書を作成し、指導教員を通じて大学院委員会に提出し、その承認を受けなければなりません。

- (1) 修士論文研究計画書の書式について

①表紙

- ・ 本学所定の用紙を使用すること。
- ・ 表紙には、論文の主題、学籍番号及び氏名を明記し、指導教員の承認印を受けること。

②本文

- ・ 修士論文の研究計画について、総字数2,000字程度でまとめること。
- ・ A4判の用紙にワープロで作成すること。
- ・ ワープロで作成しない場合は、大学指定の原稿用紙に黒色のペン又はボールペンを使用して作成すること。

- (2) 修士論文研究計画書の提出について

- ①提出期間 令和8年1月13日（火）～1月19日（月）
- ②提出場所 学務課